

1. 地域別最低賃金 13～19 円の引き上げへ

先日、中央最低賃金審議会で平成 26 年度の最低賃金額の改定の目安が発表され、各地方最低賃金審議会での調査審議と答申がされています。平成 26 年度は、賃金引き上げ額のランクを A ランク 19 円から D ランク 13 円とし、全国加重平均で 16 円の引き上げとなりました。関東地方の状況を見ると、茨城(+16 円)、群馬(+14 円)、埼玉(+17 円)、東京(+19 円)、神奈川(+19 円)で地方最低賃金審議会の答申がありました。

なお、最低賃金額は「時間あたり」で発表されておりますが、当然、日給制、月給制の場合にも適用を受けるもので、日給制は「日給÷1 日の所定労働時間」、月給制は「月給÷月平均所定労働時間」の額が最低賃金額を上回っているかどうかをみます。逆

算して考えると、月給制の企業では、月平均所定労働時間が算出されていれば、「最低賃金額×月平均所定労働時間」で自社の給与が最低賃金を上回っているか算出することが可能です(例えば、東京都の企業で、月平均 162 時間の場合、改定後の時給 888 円×162=143,856 円以上であることが最低ライン)。なお、計算の対象からは、所定外労働の給与(残業代等)、通勤手当、家族手当、精皆勤手当、賞与、臨時の給与など一定のものを除くため、上記逆算の算出額がこれらの手当等を除いた給与の額を上回っていなければなりません。

平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安	
ランク	都道府県
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

A: +19 円、B: +15 円、C: +14 円、D: +13 円



2. 平均寿命をもとに考えること

先日、厚生労働省から日本人の平均寿命についての発表がなされました。それによると、男性は 80.21 歳と初めて 80 歳を超えたそうです。今回はこれを聞いてふと思ったことを書いてみたいと思います。

制度の移行期にあるとはいえ、法律上の定年は今や 65 才。そうすると、定年後の余生(?)は約 15 年間ということになります。これを時間に直すと 131,400 時間。ここから睡眠時間を 1 日 8 時間として差し引くと、87,600 時間となります。つまり、自由に使うことのできる時間が 87,600 時間あるということになります(ざっくりとした数字ではありますが)。

ところで、23 歳で就職したとして、そこから 65 歳の定年を迎えるまでの時間はどうでしょう。8 時間の睡眠時間は変わらないとして、通勤時間その他で 2 時間、労働時間が時間外込みで 10 時間とした場合、自由に使うことのできる時間は 1 日あたり 4 時間ということになります。これを 42 年間続けたとして 52,584 時間。もちろん休日なしは労働基準法上許されませんから、週に 1 日の休日があったとして、これが 34,944 時間。両者を足すと、87,528 時間となります。

定年後と定年前の自由時間を比べてみていかがでしょうか。もちろん、状況は人それぞれで一概にどうこうと決めつけることはできませんし、上に掲げた数字もあくまで概算です(細かくやりだしたら大変です)。ここで考えて欲しいことは、いくら定年が 65 歳に延びたからといって、その後に残された時間はまだまだたくさん(87,600 時間)あるということ。そして、そのたくさんある時間の使い道は、定年前の自由時間(ここでは 87,528 時間)の使い方と決まるとのこと。仮に、労働時間が 8 時間というのであれば良いですが、長時間労働が慢性化していたとしたらどうでしょう。自由時間はどんどん削られてしまいます。その結果は…。雇い主たるもの、ただ労働者を働かせれば良いというものではない、そういうことではないでしょうか。

● 編集後記 ●

入手困難で半ばあきらめていた宝塚歌劇団の「ベルサイユのばら」。念願叶って観に行きました！子どもの頃からベルばらファンだったので、大感激！ゴージャスなステージとアンドレ役の朝夏まなとさんに胸がキュン×2しました。ステージ中央のトップスターも素敵でしたが、舞台から見切れた端の踊り子さんに、勝手に自分を投影させて、『がんばれ。私は見てるわよ！』というまなざしで応援していました。非日常空間、最高でした！(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-38-4
三鷹産業プラザ 307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)